

三鷹市子育て支援ビジョン

平成 21 年 3 月

三鷹市

「三鷹市子育て支援ビジョン」

平成 21 年 3 月

三 鷹 市



古紙パルプ配合率70%
の再生紙を使用していま
す（ただし表紙を除く）

市長からのメッセージ

「三鷹市子育て支援ビジョン」の策定にあたって

子どもたちの笑顔が輝き、子育てするおとなが子育てに喜びと生きがいを見いだせることは、少子長寿化が進行する現代社会だから求められていることではありません。いつの時代であっても、子どもたちの人権が保障され、個性が尊重され、それぞれが心身ともに豊かに育まれることは、家族だけでなく地域の、そして社会の大切な課題です。

私は、平成15(2003)年4月に三鷹市長に就任して以来、一貫して「子ども・子育て支援」を最重点プロジェクトのひとつに位置づけてきました。そして、三鷹市の持つ地域特性と都市部が抱える課題を克服していくために、「三鷹市次世代育成支援行動計画2010」を策定し、子ども家庭支援センターを核とした在宅子育て世帯を支援するひろば事業を拡充し、「保育の質」を重視した認可保育所の増設と公設民営化を推進するなど、「在宅子育て家庭支援」と「施設保育支援」を共に推進してきました。

また、平成19(2007)年2月に政府が設置した「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の構成員として、同会議がとりまとめた重点戦略の中に、市民の皆様にも身近な政府である基礎自治体の意見を反映してきました。

その後、平成19(2007)年12月からは、全国市長会の推薦により厚生労働省所管の「社会保障審議会少子化対策特別部会」の委員を務めています。この部会では、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた審議がなされていますので、国の制度改革が三鷹市のような基礎自治体の視点を反映するとともに、具体的な少子化対策実践の現場である基礎自治体との乖離が生じることがないようにとの思いをもって、私は、三鷹市の取り組みや協働の事例を報告しつつ積極的な課題提起や意見発表を行ってきています。

私は、少子化対策や次世代育成支援を推進していくためには、地域における「ワーク・ライフ・バランス」、つまり「仕事と生活の調和」が実現できる環境が不可欠だと考えています。そして、多様化している就労形態に対応できる子育て支援環境の整備をすすめるとともに、在宅子育て支援を含めて、社会福祉法人やNPO法人、ボランティア団体など地域の多様な担い手の参画と協働による、「すべての子どもの成長発達を保障する地域の支援体制づくり」が求められていると認識しています。

そこで、何よりも「子どもの視点」に立った、よりよい子育て支援環境づくりに向けて、三鷹市のこれまでの取り組みの中で蓄積してきたノウハウを継承発展させ、さらに幅広く地域の力を結集して邁進していくべき「未来への投資」の方向性を示すため、ここに「三鷹市子育て支援ビジョン」を策定いたします。

市民の皆様、関係機関の皆様、どうぞ、このビジョンの実現に向けて、協働の取り組みへの一層のご参画をお願いいたします。

平成21(2009)年3月

三鷹市長

清原慶子

目 次

市長からのメッセージ

I 「三鷹市子育て支援ビジョン」策定の趣旨	1
1 策定の趣旨	
2 現状と課題	
II 「三鷹市子育て支援ビジョン」策定の基本方針	3
III 「三鷹市子育て支援ビジョン」がめざす子ども像	6
IV 「未来への投資」による次世代育成に向けての方向性	8
ビジョン1 多様な主体の参画と協働による子育て支援体制の整備	8
1 地域の多様な担い手との連携強化による子育てコミュニティの醸成	
(1) 地域でのネットワークづくりの拡充	
(2) 持続性のある子育て支援環境の整備	
ビジョン2 子育て生活を応援する在宅子育て支援	12
1 地域での在宅子育て支援環境の整備	
(1) 子育て不安の解消	
(2) 地域における子育てグループの育成、親の交流と子育て力向上支援の推進	
(3) 「三鷹市次世代育成支援行動計画 2010」の改定	
(4) ひとり親家庭等自立支援対策の充実	
(5) 三鷹市子ども家庭支援センターを中心とする要保護児童対策の充実	
ビジョン3 子どもの育ちを伸ばす施設保育支援	16
1 保育の質が高く効率的な保育所の運営	
(1) 待機児童の解消に向けて	
(2) 保育所運営に係る経費負担の適正化	
(3) ファシリティ・マネジメントの推進	
(4) 市立保育所のあり方	
(5) 民設民営保育所との積極的連携	
(6) 運営形態毎の特色ある保育サービスメニューの整備	
(7) 幼稚園、小学校との積極的連携	
(8) 次世代育成に向けての連携パートナーの拡大	
2 認可保育所以外の保育環境の整備	
(1) 家庭的保育環境の整備	
(2) 認証保育所の拡充	
(3) 事業所内保育施設等について	
3 認定こども園のあり方	

ビジョン 4 学童保育所を中心とした子育て支援環境の整備・・・・・・・・・・ 28

1 放課後の児童の健全育成に向けた学童保育所の運営・整備

- (1) 待機児童の解消に向けて
- (2) 障がい児の入所拡充
- (3) 小一プロブレムの軽減・解消
- (4) 小中一貫教育校の学園内での連携
- (5) 地域子どもクラブとの連携
- (6) 指定管理者の選定
- (7) 学童保育所施設の整備
- (8) 保育料負担金の見直し

ビジョン5 子育て支援施策の質の向上を目指した検証・研究・研修の拡充・・・・・・・・ 30

1 子育て支援サービスの質の向上を目指した評価・検証の充実

2 子育て支援施策の質の向上を目指した研究

- (1) 子育て支援施策に関する利用者による評価手法の研究
- (2) 在宅子育て支援サービスのあり方に関する研究
- (3) 施設保育に関する課題についての研究
- (4) ファシリティ・マネジメントと都市再生ビジョンとの整合性
- (5) 地域における多様な子育て支援の担い手による連携のあり方

3 子育て支援施策の質の向上を目指した研修の拡充

V 資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

1 「三鷹市子育て支援ビジョン」検討チーム名簿

2 検討チーム開催実績

《用語の説明》

本文で用いられる用語の意味については、次のとおりである。

【公設公営保育所】

三鷹市が保育所を設置し、自ら運営主体となって直接運営している形態をいう。

【公設民営保育所】

三鷹市が保育所を設置し、株式会社等にその保育所の運営を委託する形態をいう。

【民設民営保育所】

社会福祉法人等の民間事業者が保育所を設置し、自ら運営主体となって運営している形態をいう。

【市立保育所】

公設公営・公設民営保育所の総称をいう。

【認可保育所】

公設公営保育所、公設民営保育所及び民設民営保育所の総称をいう。

【認証保育所】

0歳児保育、延長保育など大都市特有の多様な保育ニーズに応えるために、東京都独自の認証基準を満たして設置された保育施設をいう。

【家庭福祉員（保育ママ）】

家庭福祉員制度等実施要綱に定める要件を備え、かつ、区市町村長に認定されている人のことをいう。保護者が勤めているなどの理由で、保育を必要とする3歳未満の乳幼児を、家庭福祉員の自宅で預かり、家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を行う。

【事業所内保育施設】

企業が従業員の雇用確保あるいは福利厚生の一環として、事業所内に設置する保育施設をいう。

【認定こども園】

認定こども園とは、幼稚園、保育所等のうち、以下の2つの機能を備え、都道府県知事の認定を受けた施設のことをいう。(1)就学前の子どもを保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、幼児教育と保育を一体的に提供する機能。(2)すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動等の子育て支援を行う機能。

【ファミリー・サポート・センター】

急な残業など臨時的、一時的な保育ニーズに対応するため、会員制で地域における育児に関する相互援助活動のとりまとめを行うセンターをいう。

【病児・病後児保育事業】

保護者が就労している場合等に、病気または病気回復期の子どもを預かってくれる施設をいう。